平成１５年

事業評価経過報告書

電話異性紹介営業に係る
児童買春の防止のための対策

平 成 １ ５ 年 １ ２ 月
国家公安委員会・警察庁

電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策

政策の目的・内容

(1)　経緯・政策の必要性

児童を対象とする買春は、当該児童に肉体的のみならず精神的な被害を強く与え、その尊厳を傷つける極めて悪質かつ重大な犯罪である。そこで、国際社会においては、平成12年の国連総会において採択された「児童の買春、児童売春及び児童ポルノに係る議定書」により児童買春防止のための法的行政的措置の策定、実施、強化等が締約国に義務付けられるなど、この問題に対する積極的取組みがなされている。

我が国においても、平成11年11月、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）が施行され、児童買春の犯罪化と被害児童の保護に係る法的枠組みの整備が図られた。しかし、女子中高生の間における、携帯電話の急速な普及、遊ぶ金欲しさを動機とするいわゆる援助交際のまん延等を背景として、テレホンクラブ等が児童買春の誘発・助長の場となるケースが目立ち始め、平成12年には全児童買春検挙事件のうちテレホンクラブ等の利用に係るものが約５割に上った。

そこで、平成13年６月、児童買春の温床となっているテレホンクラブ等を新たに規制する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正法（以下「改正風営法」という。）が成立し、平成14年４月に施行された。改正風営法においてテレホンクラブ等は、「電話異性紹介営業」（「店舗型電話異性紹介営業」及び「無店舗型電話異性紹介営業」）と定義され、性風俗関連特殊営業の中に位置付けられることとなった。

警察としては、同法を活用するなどして、電話異性紹介営業に係る児童買春の減少を図ることが喫緊の課題となっている。

＜参考＞　改正風営法におけるテレホンクラブ等の規制の概要

ア　届出制

店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所（無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者にあっては主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出書を提出しなければならないこととされた。

イ　営業区域等の規制

店舗型電話異性紹介営業については、学校等又はその他の施設で条例で定めるものの周囲200メートルの区域及び条例で定める地域において営業を営むことが禁止された。

ウ　広告・宣伝の制限

広告制限区域等（上記の区域及び上記の地域のうち条例で定める地域）において広告又は宣伝をし、及び広告制限区域等以外の地域において人の住居等にビラ等を配ること、18歳未満の者に対してビラ等を頒布すること等の方法で広告又は宣伝をしてはならないこととされた。

エ　営業者の禁止行為

無店舗型電話異性紹介営業については、18歳未満の従業者を会話の当事者にすること、18歳未満の者からの会話の申込みを取り次ぐことが、店舗型電話異性紹介営業については、これらに加え、営業所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させること、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることが、それぞれ禁止された。

オ　年齢確認措置

会話の申込みをした者等が18歳以上であることを確認するための措置（運転免許証等による年齢確認）を講じなければならないこととされた。

カ　指示、営業停止等

営業に関し一定の違反があったときに、公安委員会は必要な指示をすることができることとし、当該指示への違反があり、又は一定の罪に当たる違法行為等があったときにおいては、公安委員会は、８月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止等を命ずることができることとされた。

(2)　政策の目的・内容

本政策の目的は、電話異性紹介営業に係る児童買春を防止し、その減少を図ることにある。

そのため、改正風営法の規制の徹底に努め、女子中高生等の児童が電話異性紹介営業に接する機会を減少させ、電話異性紹介営業を利用することを効果的に防止する。また、あわせて、同法に基づく効果的な取締り等を推進することで、悪質な電話異性紹介営業の営業所数を減少させる。

また、児童買春・児童ポルノ禁止法を積極的に適用し、電話異性紹介営業に係るものを含む児童買春事件の検挙を推進する。

予想される達成効果

電話異性紹介営業が児童買春を誘発・助長しその温床となっている状況を解消し、電話異性紹介営業に係る児童買春を減らす。

効果の把握の方法

(1)　改正風営法の規制の徹底状況については、都道府県公安委員会が風営法に基づき電話異性紹介営業の営業者に対して行った行政処分の件数を把握し、その増減を目的達成の判断材料とする。

(2)　悪質な電話異性紹介営業の数の減少状況については、電話異性紹介営業の届出数を把握し、その増減を目的達成の判断材料とする。

(3)　児童買春・児童ポルノ禁止法を適用した児童買春事件の検挙状況については、その検挙件数・人員を把握し、その増減をもって判断する。

(4)　最後に、本政策により予想される効果の達成状況については、検挙された児童買春のうち電話異性紹介営業に係るものの数を、改正風営法成立前の平成12年時点と比較した増減をもって判断する。

現時点における効果等

(1)　改正風営法の規制の徹底状況について、都道府県公安委員会が風営法に基づきテレホンクラブ等の電話異性紹介営業の営業者に対して行った行政処分の件数を見ると、平成14年においては次のとおりであり、全国で一定の取組みがなされているといえる。

○　店舗型電話異性紹介営業　　49件

年齢確認措置義務違反に係る指示処分：19件

広告・宣伝の制限違反に係る指示処分：２件

○　無店舗型電話異性紹介営業　６件

年齢確認措置義務違反に係る指示処分：４件

広告・宣伝の制限違反に係る指示処分：１件

＜参考＞　平成14年における風営法に基づく行政処分の総件数：3,926 件

【事例】

○　店舗型電話異性紹介営業に対する一斉立入り及び指示処分の実施　【栃木】

県下の店舗型電話異性紹介営業の営業所に対して一斉立入りを実施し、風営法に基づく指導・取締りを行った結果、７店舗において年齢確認措置義務違反、従業員名簿備付義務等の法令違反行為が確認されたため、指示処分を行った。

○　店舗型電話異性紹介営業に対する立入り及び指示処分の実施　【大阪】

府下の店舗型電話異性紹介営業の営業所に対する立入りを実施し、判明した従業員名簿備付義務違反、年少者立入禁止表示義務違反等について指示処分を行ったほか、調査により年齢確認措置の不実施が確認された営業所に対して、年齢確認措置義務違反として指示処分を行った。

○　児童買春事件で利用された無店舗型電話異性紹介営業に対する指示処分の実施【高知】

小学６年生女児２人の被害に係る児童買春事件を捜査したところ、伝言ダイヤル（無店舗型電話異性紹介営業）を通じて男性と知り合っていたことが判明した。さらに、当該伝言ダイヤルを調査したところ、利用に際し年齢確認措置が実施されなかったことが判明したことから、同営業者に対し年齢確認措置義務違反として指示処分を行った。

(2)　悪質な電話異性紹介営業の減少状況について、電話異性紹介営業の届出数を見ると、次のとおり減少傾向が認められるところであり、全国で効果的な取締り等が行われているものと考える。

電話異性紹介営業の全国の届出件数

区分／年	店舗型	無店舗型
平成14年末	514	359
平成12年末	895	2256
増減	▲381	▲1897

※　ただし、平成12年末の数字は各県の条例に基づく届出の総数であり、厳密な比較はできない。

(3)　児童買春・児童ポルノ禁止法を適用したテレホンクラブ等に係る児童買春事件の検

挙状況をみると、次のとおり、平成14年まで検挙件数・人員が高水準で推移しており、全国的に取組みが進んでいるといえる。

また、平成15年上半期については、このような取締りの反射的効果や、改正風営法の指導・取締り等による悪質な電話異性紹介営業の数の減少の効果として、検挙件数・人員が減少していると認められる。この数値を見ると、平成12年時点のテレホンクラブ等に係る児童買春検挙事件の検挙件数・人員と比較しても下回るペースであり、予想された効果が現れている。

なお、被害を受けた児童に対しては、専門的な知識、技能を有する少年相談専門職員等による継続的な支援活動を行っている。

児童買春の検挙状況（平成12～15年上半期）

区分 / 年	件数	件数 うちテレホンクラブ営業に係るもの	人員	人員 うちテレホンクラブ営業に係るもの
15（上半期）	757	116	531	103
14	1,902	478	1,201	356
14（上半期）	860	236	556	161
13	1,410	503	898	357
12	985	476	613	319

【事例】

○　国家公務員による児童買春事件　【神奈川】

国家公務員（34歳）は、平成13年９月、伝言ダイヤルで知り合った女子中学生が18歳に満たない児童であることを知りながら、児童に対して現金を対償供与し、買春した

○　大学名誉教授による児童買春事件　【沖縄】

大学名誉教授（65歳）は、平成14年５月、ツーショットダイヤルで知り合った女子中学生が18歳に満たない児童であることを知りながら、児童に対して現金を対償供与する約束をして買春した。

現時点での評価及び今後の課題

(1)　現時点での評価

政策の内容については、いずれも全国で概ね適切な取組みがなされており、その結果、平成15年上半期は、すでに本政策により期待される効果（児童買春のうち電話異性紹介営業に係るものの検挙件数・人員の減少）が現われつつある。

(2)　今後の課題

現在継続中の政策の内容を引き続き実施していくとともに、電話異性紹介営業に係る児童買春の被害防止のための広報啓発活動等も推進し、効果の定着を図る必要がある。

【事例】

○　リーフレットの作成と広報啓発活動の推進　【秋田】

風営法の改正内容等について周知徹底を図るため、平成 14 年２月、広報啓発用リーフレット 5,000 枚を作成し、県、学校等の関係機関、団体等に配布して、青少年による利用防止についての広報啓発活動を推進した。

経過を測定した時期

平成14年４月から12月までの８か月間（改正風営法における電話異性紹介営業に係る規定が平成14年 4 月 1 日施行のため。）。

なお、平成 15 年の統計は未集計。

政策所管課

生活環境課

少年課

学識経験者の活用

本報告書の作成に当たっては、第７回警察庁政策評価研究会の意見を聴取した。